前金	部分払い
<b>分</b> 無	0 垣

平成27年度下施雨ポ補第1号 半田川田ポンプ場ゲート設備(流入ゲート)築造工事

設 計 書

津市下水道局 下水道施設課

	成 2 下施 第			工事設計書	局 表
エ	Ē	F	名	半田川田ポンプ場ゲート設備(流入ゲート)築造工事	課長
施	I	場	所	津市 半田及び神戸 地内	検 算 者   調整・担当   主 幹
設	計	金	額	Y — (内消費税等相当額 円)	担当主幹 担当副主幹
エ			期	平成29年3月17日限り	主
				工事の大要	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			設置 ート(有効幅1, 800mm×有効高2, 700mm	一式 a) 3門

# 位 置 図



内 訳 表

				r		<u> </u>	11		
費目	工種	種別	細	別	数量	単位	単 価	金額	摘 要
本工事費					1	式			
	機械設備	工(工事価村	各)		1	式			機械設備内訳表のとおり
	電気設備	工(工事価村	各)		1	式			電気設備内訳表のとおり
	工事価格割	計 							
	消費税等	相当額			1	式			
本工事費	計 								
L	I								<b>油 + ココ キ ロ / r</b>

# 機械設備内訳表

直接工事費     1 式       輸送費     1 式       労務費     1 式       複合工費     1 式       直接経費     1 式       仮設費     1 式       機械設備明細表第 3 号のとおり       機械設備明細表第 4 号のとおり       機械設備明細表第 5 号のとおり       間接工事費     1 式       間接工事費     1 式				1/34 1/2		<u> </u>	<del>//113</del>	H/\ 1\	
機器費	費目	工種	種 別	細別	数量	単位	単 価	金額	摘 要
直接工事費 1 式 ――	機械設備	 工(工事価 	<b> </b> 各) <b> </b>		1	式			
輸送費 1 式   機械設備明細表第 2 号のとおり   接付工事費 1 式   機械設備明細表第 3 号のとおり   接付工事費 1 式   機械設備明細表第 5 号のとおり   接付工事費 1 式   機械設備明細表第 6 号のとおり   表通仮設費 1 式   機械設備明細表第 6 号のとおり   表面   表面   表面   表面   表面   表面   表面   表		機器費			1	뉚			機械設備明細表第 1 号のとおり
労務費 1 式   機械設備明細表第 2 号のとおり   複合工費 1 式   機械設備明細表第 3 号のとおり   直接経費 1 式   機械設備明細表第 4 号のとおり   仮設費 1 式   機械設備明細表第 5 号のとおり   計 (直接工事費)   1 式   機械設備明細表第 6 号のとおり   現場管理費 1 式   提付間接費 1 式   提付   提供   提供			直接工事	# <del> </del>	1	式			
複合工費 1 式 機械設備明細表第 3 号のとおり   複検設備明細表第 4 号のとおり   仮設費 1 式 機械設備明細表第 5 号のとおり   1 式 機械設備明細表第 5 号のとおり   1 式 機械設備明細表第 6 号のとおり   現場管理費 1 式				輸送費	1	式			
直接経費 1 式 —— 機械設備明細表第 4 分のとおり  (仮設費 1 式 —— 機械設備明細表第 5 分のとおり  計 (直接工事費)  間接工事費 1 式 —— 機械設備明細表第 6 分のとおり  現場管理費 1 式 —— 機械設備明細表第 6 分のとおり  現場管理費 1 式 —— 提付間接費 1 式 —— 提付間接費 1 式 ——   「お は は な な な な な な な な な な な な な な な な な				労務費	1	式			機械設備明細表第 2 号のとおり
(の設費 1 式 ―― 機械設備明細表第 5 号のとおり 計 (直接工事費)				複合工費	1	式			機械設備明細表第 3 号のとおり
計 (直接工事費) 1 式 ―― 機械設備明細表第 6 号のとおり 現場管理費 1 式 ―― 据付間接費 1 式 ―― 据付間接費 1 式 ―― 指付間接費 1 式 ―― に関接工事費) 計 (間接工事費)				直接経費	1	式			機械設備明細表第 4 号のとおり
(直接工事費)   1 式   機械設備明細表第 6 号のとおり   現場管理費 1 式   提付間接費 1 式   提付間接費 1 式   計 (間接工事費)   計 (据付工事原価)				仮設費	1	式			機械設備明細表第 5 号のとおり
共通仮設費     1     式     機械設備明細表第 6 号のとおり       現場管理費     1     式     ——       据付間接費     1     式     ——       計 (間接工事費)     計 (据付工事原価)     (据付工事原価)		()		7)					
現場管理費 1 式 ―― 据付間接費 1 式 ―― 計 (間接工事費) 計 (据付工事原価)			   間接工事 	# <del>*</del>	1	式			
据付間接費 1 式 ——    計 (間接工事費)				共通仮設費	1	式			機械設備明細表第 6 号のとおり
計 (間接工事費) 計 (据付工事原価)				現場管理費	1	式			
(間接工事費) 計 (据付工事原価)				据付間接費	1	式			
(据付工事原価)		(		?)					
設計技術費 1 式 ——		(据		価)					
		i	設計技術費	77	1	式			

機械設備内訳表

			1/火	1//	I I	又 /	<u>/HJ</u>	r J	元	11		
費目	工種	種 別	細	別	数量	単位	単	価	金	額	摘	要
	   計 (工事原価)	)										
	一般管理	     			1	式						
	   計 (工事価格)	)										
												= 凯 訓 = 田 紅

第 1 号

		1/X	7//\ IJ	× //	<del> </del>   /	) \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	IX.		界 1 方
種 別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘	要
機器費				1	式				
	流入ゲート 扉体	SUS304製 有効幅1.8m×	有効高2.7m	3	門				
	流入ゲート 戸当り	SUS304製		3	門				
	流入ゲート 開閉装置	電動ラック式 3 φ × 0.6kW		3	基				
	計(機器費)								
	1	I						净士凯到	

第 2 号

種 別 細 別 材 料 形状寸法 放鼠 単位 単 価 全 額 摘 要 分務費			175	7// 1/	× //	11 /	)	IX.	弗 2 方
一般労務費	種別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単 価	金額	摘要
普通作業員 人 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	労務費				1	式			
小計 (一般労務費)     1 式		一般労務費			1	式			
(一般労務費) 機械設備据付労務費  1 式 ——  機械設備据付工  人  小計 (機械設備据付労務費)  計		普通作業員				人			
機械設備据付工 人			)						
小計 (機械設備据付労務費) 計		機械設備据	 付労務費 		1	式			
(機械設備据付労務費)		機械設備据	 付工 			人			
計 (分務費)	(機材	   小計       水計	務費)						
		計(労務費)							

第 3 号

		1735		<u> </u>	りつ	和 衣		第 3 号
種 別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金額	摘 要
複合工費	,			1	式			
	コンクリート工			22.9	m <sup>3</sup>			
	型枠工			40.8	$\mathrm{m}^2$			
	差筋工			87.6	kg			
	モルタル 仕上げ工			3.70	$\mathrm{m}^2$			
	モルタル 充填工			0.07	m <sup>3</sup>			
	コンクリート 面荒らし工			86.0	$\mathrm{m}^2$			
	計(複合工費)							
	1		1	i .	1	1	1	ı

第 4 号

			1/5/	1/2N H2	<u>~ и</u>		/		
種	別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単 価	金額	摘 要
直接	経費				1	式			
		機械経費	クレーン運転	<b>経費(1)</b>		日			
			クレーン運転	<b>云経費(2)</b>		日			
			クレーン運転	E経費(3)		日			
		軽微な機械	器具損料		1	式			
		計(直接経費)							
									· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

\_\_\_\_\_ 第 5 号

		1/34		× //	11	/1 WH ?	IX.	界 5 芳
種 別	細別	材料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
仮設費				1	式			
	仮設費率計.	 上 		1	式			
	仮設足場			1	式			
	発電機(1)				目			
	発電機(2)				目			
	仮設ポンプ				目			
	計 (仮設費)							
-		•						) 油 士 凯 乳 妻 田 屼

		_	機	械	彭	3	前月	月 細	表			第	6 号
種 別	細別	材	料	形状、	ナ法	数量	単位	単価		金 額	摘	要	
共通仮設	<b>上</b> 費 —					1	式						
	共通仮設費	       				1	式						
	産業廃棄物	 処理費 	積上に	f 		1	式						
	計(共通仮設費	)											
	I .	I		<u> </u>			l	I			净古型	<b>⇒.</b> 1 →.	- / ·

電気設備内訳表

			· <u>- · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>	\ P\\	1/114	1 1 I/ 17	<u> </u>	
費目	工種	種別	細別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
電気設備	 工(工事価 	 各) 		1	式			
	機器費			1	뉚			
		直接工事	<b>事</b>	1	式			
			輸送費	1	式			
			材料費	1	式			
			労務費	1	式			
			直接経費	1	式			
			仮設費	1	式			
	(	   計 直接工事費	<del>'</del> )					
		間接工事	<b>男</b>	1	式			
			共通仮設費	1	式			
			現場管理費	1	式			
			据付 (技術者) 間接費	1	式			
			据付 (機器) 間接費	1	式			
	(	   計 間接工事費	<del>'</del>					
	(拐	   計    計	価)					
								津市設計書用紙

電気設備内訳表

	电风	以川	门 訳 衣	<u> </u>	
費目工種種	引 細別	数量単位	単 価	金 額	摘 要
設計技	· 横費 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 式			
計 (工事原価)					
一般管理費等		1 式			
計(工事価格)					
(上尹)[[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[]][[					

電気設備明細表

第 1 号

				V F/V	1/11/1	<b>ツ」 小田                                   </b>	`	- 男 1 芳
種別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金額	摘 要
機器費				1	式			
	流入ゲート 操作盤	ステンレス 屋外自立		1	面			
	計 (機器費)							
	1		ı	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>

電気設備明細表

第 2 号

				V F2/	NIII	<b>ツ」 小田                                   </b>		第25
種 別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式			
	電線類	EM 600V (	CE/F	18.0	m			
	"	EM IE/F 3.5sq -1c	<u>-</u>	18.0	m			
	"	EM CEE/I 2.0sq -20c		18.0	m			
	"	EM CEE/I 1.25sq -2c		18.0	m			
	電線類 付属材料	(絶縁キャップ 子・マークバン ル記号札等を	プ付き圧着端 ンド・ケーブ と含む)	1	式			
	電線管	HIVE22		11.8	m			
	11	HIVE36		2.42	m			
	IJ	HIVE54		11.8	m			
	"	HIVE70		2.42	m			
	電線管 付属材料	(接合材・端まますと 装・端末可と 持材料などを	末器具・塗 う電線管・支 含む)	1	式			
	プルボックス	300×300 完全防水S		3	個			
	補助 材料費			1	式			
計 (材料費)								
						· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		津市設計書用紙

電気設備明細表

第 3 号

				V H/\	NIII	<b>ツ」 小田                                   </b>	`	男 3 芳
種 別	細別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
労務費				1	式			
	一般労務領	<b>費</b>		1	式			
	電工				人			
(	   小計  一般労務費	<b> </b>    })						
	技術労務	<b>貴</b>		1	式			
	技術者	据付工			人			
	技術者	試験調整			人			
(	   小計 技術労務費	<b>P</b> )						
	計 (労務費)							
-	•	•						A+ → = 1 → □ 01

平成27年度下施雨ポ補第1号

半田川田ポンプ場ゲート設備(流入ゲート)築造工事

仕 様 書

津市下水道局下水道施設課

# 第 1 章 一般共通事項

#### 1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕(以下、「工事等」という。)に適用する。

# 2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書(三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集)に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあっては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
- (2)消防法
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 電気事業法
- (5) 電気用品安全法
- (6) 日本電気協会内線規程(JEAC)
- (7) 建築基準法
- (8) 計量法
- (9) 日本工業規格(JIS)
- (10) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (11) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (12) 日本電機工業会標準 (JEM)
- (13) 日本溶接協会規格(WES)
- (14) (機械・電気) 設備工事一般仕様書及び標準仕様書(日本下水道事業団)
- (15) (機械·電気) 設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
- (16) ダム・堰施設技術基準(案)(国土交通省)
- (17) 電気設備工事一般仕様書・同標準図(日本下水道事業団)
- (18) その他関係法令、条例及び規格、及び日本下水道事業団 (JS) 発刊基準類
- 上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

#### 3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

#### 4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあっては、本市に建設副産物(スクラップ、コンクリート砕りガラ等)の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

(1)騒音、振動の抑制

本工事等において使用する建設機械にあっては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土 交通省で指定された建設機械を使用するものとする。

なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した 建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。

- (2)地下水のかん養(雨水浸透等)
- (3)建設副産物の再利用(掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進)
- (4)廃棄物の適切な処分

# (5)その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

#### 5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図(製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む)、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

#### 6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

#### 7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要な資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

# 8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

#### 9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な 書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

#### 10 試験及び検査

- (1)受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものと する。
- (2)主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。
- (3)機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。
- (4)試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

# 11 機器製作及び現場施工の記録写真

- (1)写真の分類
  - ア 着手前、現場施工状況及び完成写真(同一アングルにて撮影のこと)
  - イ 機器製作状況写真(機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く)
  - ウ 現場施工写真(現場における施工状況写真)
  - 工 安全管理写真
  - 才 材料検収写真
  - カ 品質管理写真
  - キ 出来形管理写真
- (2)写真の色彩、大きさ カラー・サービスサイズ
- (3)写真の撮影基準

ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体

と共に写し込むこと。

#### イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

# 12 施工管理

- (1)請負金額500万円以上の工事等を受注または変更した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書「CORINSへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。
- (2)受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (3)受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (4)機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (5)受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

#### 13 竣工

(1)施設等の受け渡し(引き渡し)

工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、 検査等に合格した後とする。

(2)技術指導

完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、 必要な資料を提出すること。

#### (3)保証

- ア 保証期間は、完成検査合格後(引き渡しの日より)2年間とする。
- イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。
- ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の 点検及び整備を行わなければならない。
- エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

# 14 疑義

- (1)本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2)施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

# 15 その他

- (1)本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、設計 数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必 要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2)受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3)設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督 員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

# 第2章 工事施工

# 1 工事概要

本工事は、半田川田ポンプ場沈砂地流入部で止水及び流入調整を目途に、下記設備の機器を新規製作及び設置をするものである。

## 2 工事範囲

- (1) 流入ゲート製作、設置
- (2) 流入ゲート現場操作盤製作、設置(電源供給は含まない)
- (3) 上記に記載する各機器の設計、工場試験、輸送、試運転及び産業廃棄物処分
- (4) その他必要な工事

#### 3 機器製作仕様

(1) 流入ゲート

ア 使用目的

本ゲートは、半田川田ポンプ場沈砂地流入部に設け、止水及び流量の調整用に使用する。

# イ 仕様

- (ア) 形式 ステンレス製ローラゲート
- (イ)数量 3門
- (イ) 吞口寸法 有効幅 1,800mm×有効高 2,700mm
- (ウ) 水密方式 後面四方ゴム水密
- (工) 設計水深 前面 7,800mm (TP+2,800) 後面 0mm (TP-5,000)
- (才) 操作水深 前面 7,800mm (TP+2,800) 後面 0mm (TP-5,000)
- (カ) 揚程2,700mm
- (キ) 操作速度 0.300m/min程度
- (ク) 開閉機形式 電動ラック式
- (ケ) 電動機 3 φ × 0.6 k W × 210 V × 60 H z (参考)
- (コ) その他 自重降下による緊急閉鎖機構を設ける

### ウ 扉体

- (ア) 扉体は主横桁、縦桁及び補助桁を組合せその片側にスキンプレートを張った一体構造 とし設計水圧に充分耐え得るものとする。
- (イ) スキンプレートは板厚9 mm 以上を使用すること。
- (ウ) 主桁の最大荷重時のたわみ度は径間の 1/800 以下とする。
- (エ) 扉体の側部には左右2個ずつ主ローラを取付ける。主ローラ及びローラ軸は、ステンレス棒鋼を使用し、ローラの軸受にはオイルレスブッシュを使用すること。
- (オ) 扉体の側部にはサイドローラを取付けて扉体の横振れを防止すること。
- (カ) 水密ゴムは良質な合成ゴムを使用し、水密が保持できる構造とすること。また、ゴム 押え板と取付ボルトはステンレス材を使用すること。
- (キ) 水密ゴムは取替え可能な構造とする。
- (ク) 横桁等に水が貯留しないよう水抜穴を設けること。
- (ケ) ステンレス鋼材部は加工及び溶接後に酸洗い処理を行うものとする。

- (コ) その他構造設計に関しては、ダム・堰施設技術基準(案)により設計を行うものとする。 エ 戸当り
- (ア) 戸当り金物の表面露出部はステンレス鋼材とする。
- (イ) 戸当り金物は、扉体からの水圧荷重を安全かつ有効にコンクリート内へ伝達すると共 に、十分な強度を有する構造とする。
- (ウ) 戸当り金物のコンクリート埋設部はコンクリートの充填に支障のない構造とする。
- (エ) 前面戸当りの上部はローラの点検が容易にできる構造とする。
- (オ) ステンレス鋼材部は加工及び溶接後に酸洗い処理を行うものとする。
- (カ) その他構造設計に関しては、ダム・堰施設技術基準(案)により設計を行うものとする。

# 才 開閉装置

- (ア) 巻上機は、電動ラック巻上式とする。
- (イ) 洪水時等の非常時に、自重降下による急降下閉鎖が可能な構造とする。
- (ウ) 停電時は手動にてゲートを開閉できるものとする。
- (エ) 巻上機には、安全装置として上下限リミットスイッチ及び非常上限リミットスイッチ と過負荷検出装置及び手動過負荷防止装置を装備すること。
- (オ) 巻上機手動ハンドルは、いたずら防止のため、ハンドルロック装置を設けるものとする。
- (カ) ラック棒は SUS304 を使用し、ラックカバーを取付けるものとする。
- (キ) その他の仕様、塗装については機械設備工事標準仕様書(ゲート設備)により製作すること。

#### 力 使用材料

仕様材料は JIS 規格品または同等品以上とする。

(ア) 扉体	スキンプレート	SUS304
	桁構成材	SUS304
	主ローラ	SUS304
	主ローラ軸	SUS304N2
	水密ゴム	CR (合成ゴム)
	ゴム押え板	SUS304
	金物	SUS304
	ボルト・ナット類	SUS304
(イ) 戸当り	側部戸当り	SUS304
	上部戸当り	SUS304
	取外し戸当り	SUS304
	水密板	SUS304
(ウ) 開閉装置	ラック棒	SUS304
	ジョイント部	SCS13
	吊りピン	SUS304N2
	ラックカバー	SUS304
	中間軸受	SUS304

# キ その他付属品

- (ア) 基礎ボルト・ナット
- (イ) その他必要なもの

# (2) 流入ゲート操作盤

ア 使用目的

流入ゲート開閉装置操作用として使用する。

# イ 仕様

(ア) 形式 ステンレス製屋外自立閉鎖形

(イ)数量 1面

(ウ) 操作対象 流入ゲート3門

(工) 供給電源 三相三線式 AC210V 60Hz

用涂名板

(才) 主要部材質 本体 SUS304

(カ)盤面取付品 盤名称名板 一式

電流計 3個

一式

電圧計 1個

開度計 3個

信号灯 一式

各種スイッチ 一式

その他必要な物ー式

(キ)盤内取付品 配線用しや断器 一式

漏電遮断器 一式

電磁接触器 3個

進相コンデンサ3個3Eリレー3個

計装制御用トランス 1個

補助継電器 一式

1110分小屋 - 日 111

避雷器、ヒューズ、スペースヒータ、

換気ファン、端子台 一式

その他必要なもの 一式

(ク) 付属品等 電気設備工事一般仕様書・同標準図による。

# ウその他

外部との電源及び信号の取り合いについては、操作盤内に端子台を設けて行うものとし、外部との接続工事は将来工事とする。

その他仕様、塗装については電気設備工事一般仕様書・同標準図により製作すること。

#### 4 据付工事等

# (1) 流入ゲート

ア 据付にあっては既存土木躯体及び隣接するゲート等との相対的な位置を十分考慮し、水準

器等により正確に芯出調整を行うものとする。

- イ ゲートの戸当り及び開閉装置のアンカーボルト取付けは、十分強度を保持できるよう躯体 鉄筋と溶接するなどにより緊結する。
- ウ 流入渠の水替えは仮設ポンプ等の設置により河川へ放流を行うこと。
- エ 仮設足場により作業場所を確保すること。
- オ その他、据付にあっては、機械設備工事必携に基づいて行うものとする。
- カ コンクリート躯体にアンカーボルトにて固定する機器のアンカーボルト用穴あけその他 復旧工事は本工事に含むものとする。
- キ 据付部仕上げモルタルとアンカーボルト埋込、埋込用モルタル及び各機器据付調整用のモルタル等は本工事に含むものとする。
- ク 流入ゲートの開口部仕舞は、本工事に含むものとする。

# (2) 流入ゲート操作盤

ア 流入ゲート操作盤~各開閉装置間の電線・電線管の敷設を行う。

イ その他、据付にあっては、電気設備工事必携に基づいて行うものとする。

#### 5 試験・検査

本機器に係る検査は、(機械・電気) 設備工事必携に基づいて行うものとし、製作工場及び据付後試験を行う。本工事には供給電源の接続は含まれないため、試運転操作用の電源は受注者の負担にて用意すること。

# 第3章 特記事項

# 1 他工事等との協調

施工現場において他工事等と競合、輻輳する場合には、必ず本市監督員の指示を受け他工事等との協調を図り施工すること。

#### 2 作業日時

作業日時は、土、日曜日、祝日を除く8時30分から17時までとする。時間外作業をするときは、 本市監督員の承諾を得ること。

# 3 発生材の処分

工事等に伴った発生材等についての処分にあたっては特に留意し、工事等施工中はもとより施工完 了後においてもその処分経過を明らかにしておくこと。

#### 4 産業廃棄物税

本工事等には、産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には 完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等 を添付して当該修繕の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期限を超えて請求することは できない。また、設計数量を超えて請求することはできない。

# 5 工事完成報告書

工事完成報告書の提出部数は2部とする。

#### 6 完成図書

施工図及び取扱説明書等の完成に伴う完成図書は原則として3部作成するものとする。なお、作

成にあっては本市監督員の指示に従うものとする。

#### 7 安全管理

本工事施工にあたっては、近隣住民ならびに通行者等に支障なきよう十分配慮し、重量物の運搬時等は交通誘導員の配置を行い、事期間中の安全確保に十分努めること。

# 第4章 支払いに関する事項

# 【前金の支払い】

請負代金の額が130万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、請負金額の10分の4以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

# 第5章 工事施工監理に関する事項

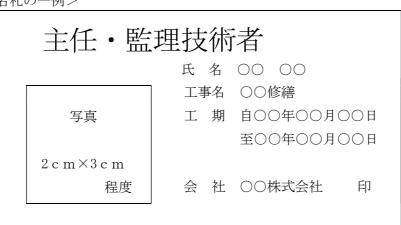
# 【部分下請負通知書】

受注者は、工事の一部分について下請負させる場合は、部分下請負通知書を監督員に提出するものとする。なお、下請負業者(再下請負業者も含む)との契約書等の写し、下請負業者(再下請負業者も含む)の建設業の許可の写し及び主任技術者等の資格者証の写し等を添付するものとする。

### 【現場の管理】

受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、修繕名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする

<名札の一例>



- 注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。
- 注2) 所属会社の社印とする。

# 【施工体制台帳等】

受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合には、下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工場現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出するものとする。

# 第6章 暴力団等の不当介入の排除等に関する特記仕様書

#### 1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を 定めるものとする。

#### 2 用語

この特記仕様における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成21年津市訓第34号)において使用する用語の例による。

#### 3 受注者等の義務

- (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。
- (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。
- (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。
- (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。

なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、 受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。

# 4 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置

入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。

また、上記3の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。

# 5 契約等の解除

上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。

# [産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け] 産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)収集運搬業者の表示例

「廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記」

・140 ポイント以上の大きさの文字 (注1)  $\sim$ 車 産業廃棄物場 両  $\mathcal{O}$ 許可業者の氏名又は名称 (許可証記載通り) 3.2cm以\_ ・90 ポイント以上の大きさの文字 (注1) 両 側 第123456号 (注 1)JIS Z 8305 で規定されている大きさ 1 ポイント=0.3514mm \_ 統一許可番号(下 6 けた) (注 2)JIS Z 8305 で規定されている大きさを 90ポイント以上の大きさの数字(注1) 1mm 単位で四捨五入した数値です。

# 排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項

廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表記・140 ポイント以上の大きさの文字 (注1)

4.9cm 以上 (注2)

# 產業廃棄物収集運搬車

氏名又は名称

事業者の氏名又は名称 ・90 ポイント以上の大きさの文字 (注1)

(注 1)JIS Z 8305 で規定されている大きさ 1 ポイント=0.3514mm (注 2)JIS Z 8305 で規定されている大きさを 1mm 単位で四捨五入した数値です。

車

両

 $\mathcal{O}$ 

両

側》

# 表示方法に関する注意事項

- ・車両の両側面(車体の外側)の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋲で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取除くこと。

# 配慮依頼事項

受注者においては、この契約を履行するにあたって、下記のことについ て御配慮いただくようお願いします。

なお、当該配慮依頼事項は、発注者である津市が受注者の自由な協力を お願いするものであり、受注者が津市のお願いに応じなかった場合に、受 注者に対して、不利益を課すものではありません。

記

- (1) 下請契約又は再委託 (一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用することに配慮してください。
- (2) 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することについても配慮してください。
- (3) 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすることに配慮してください。
- (4) 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用することに配慮してください。